

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例の一部を改正する条例

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例（平成28年周南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

（2） まちなか共創センター

第4条中「のうち、市民活動支援センターを除いた施設」を削り、同条第3号中「賑わい交流施設」を「周南市徳山駅前賑わい交流施設」に改める。

第5条第1項中「及び市民活動支援センター」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

第5条第2項及び第3項を削る。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

第6条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条第1項中「5日」の次に「（4月分の使用料にあつては、4月末日）」を加える。

第17条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第2項を次のように改

める。

2 指定管理者が自ら飲食施設を使用しようとする場合においては、第9条第2項及び第3項並びに第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項及び第4項並びに第15条第1項中「飲食施設の利用者」とあるのは「指定管理者」とする。

第19条第1項中「第13条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて準用」を「第16条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市徳山駅前賑わい交流施設条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(施設)</p> <p>第3条 周南市徳山駅前賑わい交流施設に、次の施設を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 市民活動支援センター</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 周南市徳山駅前賑わい交流施設のうち、<u>市民活動支援センターを除いた施設は、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>賑わい交流施設の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 周南市徳山駅前賑わい交流施設のうち、<u>徳山駅前図書館及び市民活動支援センターを除いた施設</u>（以下「賑わい交流施設」という。）の休館日は、<u>設けないものとする。</u></p> <p><u>2 市民活動支援センターの休館日は、12月31日から翌年1月3日までとする。</u></p> <p><u>3 市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。</u></p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 周南市徳山駅前賑わい交流施設に、次の施設を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) まちなか共創センター</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 周南市徳山駅前賑わい交流施設は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>周南市徳山駅前賑わい交流施設の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 周南市徳山駅前賑わい交流施設のうち、<u>徳山駅前図書館を除いた施設</u>（以下「賑わい交流施設」という。）の休館日は、<u>設けないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。</u></p>

現行

(開館時間)

第6条 賑わい交流施設の開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。

2 市民活動支援センターの開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

4 次条に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項に規定する開館時間を変更することができる。この場合において、変更した開館時間は、規則に定める。

(飲食施設の使用料)

第12条 飲食施設の利用者は、当該施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を当該月の5日までに納付しなければならない。

2～4 (略)

(指定管理者による使用)

第17条 第9条の規定にかかわらず、指定管理者は、自ら飲食施設を使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可（法第238条の4第7項の規定による許可をいう。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

改正案

(開館時間)

第6条 賑わい交流施設の開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 次条に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する開館時間を変更することができる。この場合において、変更した開館時間は、規則に定める。

(飲食施設の使用料)

第12条 飲食施設の利用者は、当該施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を当該月の5日（4月分の使用料にあっては、4月末日）までに納付しなければならない。

2～4 (略)

(指定管理者による使用)

第17条 第9条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、自ら飲食施設を使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可（法第238条の4第7項の規定による許可をいう。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

現行	改正案
<p data-bbox="129 245 1099 411">2 <u>前項の指定管理者の飲食施設の使用については、第9条及び第12条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「飲食施設の利用者」とあるのは「指定管理者」と読み替えて準用する。</u></p> <p data-bbox="174 517 448 549">(市長による直営)</p> <p data-bbox="129 571 1099 737">第19条 市長は、必要があると認めるときは、自ら賑わい交流施設を管理することができる。この場合において、第9条、第11条及び第13条から第16条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて準用する。</p> <p data-bbox="129 753 277 785">2 (略)</p>	<p data-bbox="1137 245 2107 456">2 <u>指定管理者が自ら飲食施設を使用しようとする場合においては、第9条第2項及び第3項並びに第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項及び第4項並びに第15条第1項中「飲食施設の利用者」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p> <p data-bbox="1182 517 1456 549">(市長による直営)</p> <p data-bbox="1137 571 2107 737">第19条 市長は、必要があると認めるときは、自ら賑わい交流施設を管理することができる。この場合において、第9条、第11条及び第16条中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。</p> <p data-bbox="1137 753 1285 785">2 (略)</p>